

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年8月26日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成23年9月8日から同月28日まで縦覧に供する。

平成23年9月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市江尻土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 蓑田地区	坂出市建設経済部産業課
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 干岸出地区	〃
坂出市川津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 井手ノ上地区	〃
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 港西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 川向中地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 長命寺地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 馬場南地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 川向東地区	〃
坂出市府中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 黒岡池地区	〃
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 三ヶ庄地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 持田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 川西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 東柳地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 神谷横田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 上地区	〃